

北海道人権施策推進本部設置規程

平成16年2月10日
北海道
北海道教育委員会訓令第1号
北海道警察本部

(設置)

第1条 道民の人権意識の醸成と高揚を図るとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、道に北海道人権施策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) その他人権に関する施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、知事の指名する副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道警察本部長をもって充てる。
- 4 本部員は、知事の事務部局の部長（部長相当職を含む。）のうち知事の指定する者、北海道教育庁教育部長及び北海道警察本部警務部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、知事の事務部局、教育庁及び警察本部の関係課長（課長相当職を含む。）のうちから本部長の指定する者をもって充てる。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- 4 幹事会の会議は、本部長が招集し、本部長の指名する幹事が主宰する。

(本部の庶務)

第7条 本部の庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において処理する。

(本部の運営に関する必要事項)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。